

札幌市市有施設等における太陽光発電導入促進のための調査業務 仕様書

本仕様書は、札幌市（以下、本市という）が行う「札幌市市有施設等における太陽光発電導入促進のための調査業務（以下、本業務という）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 業務名称

札幌市市有施設等における太陽光発電導入促進のための調査業務

2 業務の目的

国の地域脱炭素ロードマップでは、屋根に載せる自家消費型の太陽光発電設備の導入が重点対策とされており、自治体の市有施設及び土地において、2030年までに設置可能な施設の50%、2040年までには100%の施設に太陽光発電設備の導入を行う目標が掲げられている。

本市で策定している札幌市気候変動対策行動計画では、市有施設への太陽光発電の導入を重点的な取組の一つとしており、これまでは公共工事にて市有施設の211施設に太陽光発電設備の導入を実施している。今後は、費用面の観点から初期費用がかからないPPAモデルを活用した「市有施設未利用地・屋根活用事業」を中心に進めていく予定であるが、PPAモデルでの導入には、長期間の設置場所の提供が必要となることから、設置施設の選定に時間がかかり、対象となる施設にも限りが出てくることが想定される。そのため、現状の取組だけでは、2030年の設置目標の達成は難しい状況であることから、今後はリースによる設置の検討も始めているところである。

本業務では上述のような本市の状況を踏まえ、本市が所有する全施設及び未利用地において最適な太陽光発電設備の導入が行えるよう、各施設の築年数や周囲の環境、各自治体の先行事例などの基本的な情報をもとに設置可能施設の抽出や予想発電量の算定を行い、本市市有施設への太陽光発電設備設置計画の策定を行う。

3 業務履行期限

契約を締結した日～令和5年2月20日

4 業務内容

本事業は、札幌市が環境省事業である「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、地域再エネ導入戦略策定支援事業の公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）」を財源として実施するものであるため、当該事業の交付規程や「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」などに基づいた提案を行うこ

と。

(1) 対象施設

札幌市全市有施設（約 1,800 施設）及び市有の未利用地

(2) 計画・準備

業務計画書を作成し、業務実施に際しての必要な計画及び準備等を行う。

(3) 情報の収集

業務の目的を踏まえ、対象施設や先行事例等の調査を行う。

(4) 現状分析

上記(3)の情報を踏まえ、現状の課題を分析・整理し、太陽光発電のポテンシャルや CO2 削減効果等の推計を行う。さらに設置可能施設の抽出条件の選定を行う。

(5) 現地調査の施設抽出

上記(4)の結果から、本市における設置可能施設の抽出を行い、代表的な施設（約 30～40 施設を想定）について、更なる建築図書や現地の調査を行い、以下の情報や課題を詳細に取りまとめたうえで、構造を考慮した導入可能性を判定する。

ア 建物用途、屋根構造等の建築関連情報と、敷地条件、日射などの現地情報

イ 負荷情報として電力消費量のエネルギー使用量に関わる情報

(6) 再エネ導入にあたっての調査・検討

地域課題や導入による課題を調査し、その解決方法の提案を行う。また、地域の経済や社会にもたらす効果、導入の事業採算性の検討を行う。

(7) 導入計画及び調査報告書の作成

調査内容を精査し、以下の内容を含んだ調査報告書を作成する。

ア 札幌市の太陽光発電設備導入状況

イ 太陽光発電設備導入選定フロー図

ウ 設置可能施設選定結果一覧表

エ 事業手法選定フロー図

オ 代表施設での導入モデルケース

カ 導入年次計画

キ 太陽光発電導入における地域裨益の検討結果

ク 来年度(2023年度)導入施設の構造検討結果

5 予算上限額

以下の予算の範囲内で企画提案を行うこと。

11,979,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 成果物

(1) 調査報告書 2部

(2) (1)の電子データ及び調査に使用・作成した関連データ（CD-R） 1部

7 納入場所

札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課
(札幌市中央区北1条西2丁目本庁舎12階)

8 付帯要件

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき、委託者と協議のうえ、適宜打合せ、調整を図り、業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、札幌市個人情報保護条例（平成16年10月4日札幌市条例第35号）に基づき十分留意すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務に関する必要な資料等については、委託者が受託者の請求により貸与するものとし、受託者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。
- (5) 受託者は、契約期間終了後といえども、納入した成果品に不備が認められたときは、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。作業にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受託者の負担により対処するものとする。
- (6) 本業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は委託者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (8) 本委託について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。